

## 12 東松山市

建設 工事	設計 測量	土木 管渠 施設	書類名	摘要
			1 委任状(様式C-5)	代理人を置く事業者が申請する場合
			2 市税等の納税証明書<写し可>	<p>(法人の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東松山市に対して、法人名義で「法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税」の納税義務がある場合、申請日前3か月以内に発行した直近1年分の納税証明書(写し可)を提出してください。</li> </ul> <p>(個人の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東松山市に対して、個人名義で「個人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税」の納税義務がある場合、申請日前3か月以内に発行した直近1年分の納税証明書(写し可)を提出してください。</li> </ul> <p>申請時点において、納期限が到来している税額について未納がある場合は、申請は受理しません。(徴収猶予の特例制度を受けている場合を除きます。)</p> <p>法人設立後又は市内に営業所等を構えて間もなく、証明書が出ない場合は、法人の異動届出書(受付印のあるもの)の写しを提出してください。</p>
	-	-	3 経営事項審査の総合評価値通知書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のもの(総合評価値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。)</li> </ul>
	-	-	4 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書<写し可>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請日現在で有効な全ての業種を含む許可通知書(証明書)を提出してください。3と許可番号・許可区分(般・特)が違う場合は3に該当する許可通知書(証明書)も添付してください。</li> </ul>
	-	-	5 建設業許可申請書(様式第1号)及び営業所一覧表(別紙二)の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請日現在有効な全ての業種・許可区分(般・特)を含む申請書類を提出してください(新規・更新、業種追加、般・特新規)。許可行政庁の受理印が押印されているもの、受理印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。</li> <li>建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業種・使用人等)に変更があった場合は、建設業許可の変更届出書(様式第22号の2)・廃業届(様式第22号の4)(行政庁の受理印のある)の写しも提出してください。</li> </ul>
			6 事業所の写真、案内図(様式C-10)	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請する事業所の所在地が、東松山市内の場合に提出してください。(本社、本店は除く)</li> <li>写真は、事業所全景写真(看板等、社名が確認できるもの)及び事業所内部が広範囲に写っているものを各1枚を添付してください。</li> <li>案内図は、目印となる道路・建物・店舗等を含めて記載してください。</li> </ul>

電子申請により収受印が無い場合には、別冊2(共通書類のページ)の注釈 1をご参照ください。

【東松山市提出書類】の問合せ先

東松山市 政策財政部 契約検査課 契約グループ

TEL: 0493-21-1445

FAX: 0493-22-4031